主

原決定を取り消す。
相手方の異議申立を却下する。

本件異議申立費用及び抗告費用は相手方の負担とする。

■ 由

本件抗告の趣旨並びに理由は、別紙記載のとおりである。

議申立は、抗告理由の判断をまつまでもなく不適法として却下を免れない。 よつて、民事訴訟法第四一四条、第三八六条、第九六条、第八九条を適用して主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 臼居直道 裁判官 安久津武人 裁判官 藤野博雄)